

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議会改革推進に関する事務調査について（議会改革推進委員長報告）
- 第6 同意第4号 教育委員会委員の任命同意について（町長提出）
- 第7 同意第5号 教育委員会委員の任命同意について（町長提出）
- 第8 議案第22号 北方町商店街開発信用保証条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第9 議案第23号 平成24年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第10 議案第24号 平成24年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第11 議案第25号 平成24年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第12 協議第6号 本巣消防事務組合理約の変更について（町長提出）
- 第13 認定第1号 平成23年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第14 認定第2号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第15 認定第3号 平成23年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第16 認定第4号 平成23年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第17 認定第5号 平成23年度北方町上水道事業会計決算の認定について（町長提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

出席議員（10名）

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉

9番 井野勝巳

10番 日比玲子

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	宮川浩兵	総務課長	村木俊文
都市環境農政課 技術調整監	坂口雅紀	住民保険課長	豊田晃
上下水道課長	山田忠義	福祉健康課長	北村孝則
収納課長	西口清敏	教育課長	渡辺雅尚
都市環境農政課長	奥村英人	税務課長	林賢二
会計室長	山中真澄	総務課危機管理 防災担当課長	安藤好

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	有里弘幸	議会書記	木野村幸子
議会書記	大野将康		

○議長（戸部哲哉君） それでは、皆さん、おはようございます。

暑さ寒さも彼岸までという言葉どおり、きのうあたりから大変過ごしやすい朝晩になりました。日中は若干暑い日もございますけども、秋の定例会ということで議員の皆さんにはお変わりなく全員御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

ただいまから会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回北方町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸部哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において3番 安藤巖君及び4番 鈴木浩之君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（戸部哲哉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの5日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 御異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から9月28日までの5日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（戸部哲哉君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から例月出納検査の結果、西濃環境整備組合議会、配付物の関係などの報告をさせます。

○議会事務局長（有里弘幸君） 失礼します。6月定例会以後の報告をさせていただきます。

7月18日、8月22日、9月19日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、組合会計、委託会計、各基金及び歳入歳出外現金とも、計数上の誤りはないものと認められた旨の報告がありました。

次に、平成23年度の各会計の決算審査について、6月29日に上水道事業会計を、7月26日、27日に国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計を、それから8月1

日、2日、3日に一般会計決算及び各基金の運用状況審査と財政健全化審査、上水道事業会計、下水道事業特別会計経営健全化審査が行われました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

8月22日、第2回評議員会並びに郡町村議会議長・会長会が県民ふれあい福寿会館で開催されました。

平成23年度収支決算について、歳入合計1,232万6,246円、歳出合計1,135万4,264円、差し引き97万1,982円を平成24年度に繰り越し、原案のとおり認定されました。また、10月19日開催される定期総会の運営等について承認・決定されました。

続きまして、西濃環境整備組合についてであります。

6月28日、平成24年第1回西濃環境整備組合議会臨時会が開催されました。

最初に、選第1号は議長選挙が行われ、大垣市の岡本敏美氏が議長に選任されました。選第2号は副議長選挙が行われ、大垣市の石田仁氏が副議長に選任されました。議第4号は監査委員の選任同意が行われ、本巣市の三田村晃司氏が監査委員に選任されました。議第5号は、西濃環境整備組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正をするもので、原案のとおり可決されました。

次に、7月18日、主要地方道岐阜関ヶ原線道路建設促進期成同盟会定期総会が開催されました。

平成23年度収支決算について、収入総額191万5,224円、支出総額57万5,361円、差し引き133万9,863円を平成24年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。

平成24年度収支予算については、収入支出それぞれ174万円で前年比較17万5,000円の減となっています。北方町の負担金は5万円で原案のとおり承認されました。

また、要望決議として、地域の生活に密着した地方が真に必要なとする道路整備が着実に進められるよう必要な予算の確保、財源の充実強化を図ること。活力ある地域づくりが図られ、安全・安心な暮らしが確保されるよう、主要地方道岐阜関ヶ原線の整備を積極的に推進する。また、本巣市から神戸町までの4車線化事業の整備促進などが決議されました。

7月23日、東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会総会が開催されました。

東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会では、平成23年度収支決算について、収入総額474万5,037円、支出総額87万505円、差し引き387万4,532円を平成24年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。平成24年度収支予算については、収入支出それぞれ459万4,000円で、前年比較15万1,000円の減となっております。北方町の負担金は1万6,000円で、原案のとおり承認されました。また、東海環状自動車道西回り区間について、早期の整備効果が発揮されるようジャンクションから順次共用を図ることなどの要望が決議されました。

次に、8月23日、国道157号整備促進期成同盟会定例総会が開催されました。

平成23年度収支決算について、収入総額66万3,157円、支出総額6万9,944円、差し引き59万3,213円を平成24年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。

平成24年度収支予算については、収入支出それぞれ70万4,000円で、前年比較4万円の増となっ

ております。北方町の負担金は1万1,000円で、原案のとおり承認されました。

なお、提言決議として、施行中の工区の事業促進並びに本巣市能郷から温見峠を経て大野市熊河に至る区間の抜本的な改良事業の早期着工並びに道路整備を計画的かつ着実に促進していくため、必要な財源を確保することを決議されました。

次に、配付物の関係であります。

地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書の採択について、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の採択についてのお願い、原子力規制委員会に対して敦賀原発1号機、美浜原発1・2号機の40年廃炉の厳格適用を求める請願書、所得税法第56条の廃止をもとめる請願書、「国民健康保険に対する国庫負担率の引き上げを求める意見書」採択を求める陳情、「資格証明書の交付の廃止を求める意見書」採択を求める陳情を配付しておきました。

以上、報告をいたしました会議等の資料は、事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。失礼しました。

○議長（戸部哲哉君） ただいま報告がありました中で、議会運営委員会で決まりました、原子力規制委員会に対して敦賀原発1号機、美浜原発1・2号機の40年廃炉の厳格適用を求める請願書、所得税法第56条の廃止をもとめる請願書は、総務教育常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、原子力規制委員会に対して敦賀原発1号機、美浜原発1・2号機の40年廃炉の厳格適用を求める請願書、所得税法第56条の廃止をもとめる請願書は、総務教育常任委員会に審査を付託することに決定しました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（戸部哲哉君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、私から行政報告をさせていただきますが、御報告の件数は岐阜県後期高齢者医療広域連合議会第2回定期定例会の御報告1件でございます。

過ぐる24年8月23日に、岐阜市の柳津公民館の大会議室において議会が開かれました。

まず、最初に議長選挙がございまして、指名推薦により岐阜市議会議長高橋正氏が選任をされました。

議案につきましては、3件ございました。

議案第5号 平成24年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてと、議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の議員、その他非

常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号平成23年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございました。この3議案が一括上程されましたところ、いずれの議案も提案どおり全会一致で可決・承認をされました。それぞれの議案の内容につきまして御報告を申し上げたいと思います。

議案第5号 平成24年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,674万2,000円を追加、歳入歳出予算総額をそれぞれ2,135億5,955万1,000円とするものでございます。

まず歳入につきましては、款1のところでも市町村支出金で、いずれも過年度積算分でありますけれども、療養給付費の市町村負担金1億2,134万4,000円を、款2で国庫支出金として療養給付費国庫負担金4億7,169万7,000円と高額医療国庫負担金1,365万7,000円の合計4億8,535万4,000円を、款3の県支出金につきましては、療養給付費の県負担分7,678万5,000円と高額医療費県負担金1,365万7,000円の合計9,044万2,000円を、款4の支払基金交付金として後期高齢者交付金2,960万2,000円の合計7億2,674万2,000円が計上をされております。

一方、歳出につきましては、款6の諸支出金として療養給付費市町村負担金等の積算による償還金として合計3億2,893万9,000円を、款8の予備費で3億9,780万3,000円の合計7億2,674万2,000円計上をいたしておるところでございます。

議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これにつきましては地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保険福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴って、地方公務員災害補償法が一部改正されたことに伴うものであります。条例数の文言を法律に整合させたものでございます。

議案第7号 平成23年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

一般会計、特別会計の決算規模につきましては、一般会計の歳入額2億6,323万1,419円に対しまして歳出額は2億1,634万1,725円でございます。差し引き残高は4,688万9,694円となっております。特別会計のほうでは、歳入額は2,041億1,070万8,352円に対しまして歳出額は2,015億5,248万3,892円で差し引き残高は25億5,822万4,460円となっております。

両会計合わせて決算総額は形式収支、実績収支とも26億511万4,154円の黒字決算でございますが、単年度収支では一般会計では、653万2,280円の黒字でありました、特別会計におきましては22億5,501万9,374円のマイナス決算となっております。

なお、詳細につきましては、お問い合わせがありますれば決算に係る関係資料を御提供させていただきますので、お申し出くださるよう申し添えて行政報告を終わらせていただきます。

○議長（戸部哲哉君） これで行政報告を終わります。

日程第5 議会改革推進に関する事務調査について

○議長（戸部哲哉君） 日程第5、議会改革推進に関する事務調査についてを議題とします。

議会改革推進委員長の報告を求めます。

井野勝巳君。

○議会改革推進委員長（井野勝巳君） おはようございます。議会改革推進委員会に関する事務調査について、御報告を申し上げたいと思います。

7月17日に、議会改革推進委員会を開会し調査を行いましたので、会議規則第73条の規定により次のとおり御報告を申し上げます。

一般質問に対する取り扱いでございますが、6月定例会一般質問において伊藤議員から真偽の確認を曖昧にした内容を引用して質問を行ったとして、教育長より本事案は存在しない。また北方小学校であった本事案は事実無根である旨の調査結果の報告と要望が提出をされました。

よって、本委員会で協議した結果、議会の品位と名誉を損なうことであり、議会議員政治倫理要綱第2条第1項、議員の責務及び議会会議規則第97条、品位の尊重の規定に抵触するとみて議長から口頭注意することに決定をいたしました。

2番目でありますが、今年度の日程についてであります。議会報告会はこの11月に行いたい。それから平成25年度の重要事案の審議につきましては、11月ごろまでに執行部から新しい議案を提出していただいて協議をしたいなあとという運びであります。それから、自由討議の課題は一般質問についての取り扱いであります。

これらを受けまして8月27日、また委員会を開会し調査を行いました。また、会議規則第73条の規定によって次のとおり報告をさせていただきます。

一般質問に関する取り扱いについてであります。自由討議を行った結果、質問の趣旨は箇条書きでなく具体的な内容を記載して通告をすること。また通告期間は、議会招集告示の時点から開会日の午前中までとし、質問の順序は、現行の通告順からくじ等による順序で行うことに決定をいたしました。また、日程については定例会最終日の前日に一般質問を行うことに決定をいたしております。

2番目に議会報告会については、日程及び会場について協議した結果、12月1日土曜日午後7時30分から、今回は北方町公民館で全体会として開催することに決定をいたしました。

3番目でありますが、自由討議について、今後の課題としては通年議会について協議検討していくということに決定いたしましたので、報告をさせていただきます。以上であります。

○議長（戸部哲哉君） 議会改革推進委員長の報告を終わります。

委員長の報告のとおり了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） ここに、このように書いていただいたことに別にあれですけど。ただ北方町内の、まあ教育長さんにお尋ねするんですけど、北方町内の……。

- 議長（戸部哲哉君） 伊藤さん。
- 6番（伊藤経雄君） これは関係ないですか。
- 議長（戸部哲哉君） 異議ありだけで。
- 6番（伊藤経雄君） 異議ありますので、また一般質問でさせていただきます。以上です。
- 議長（戸部哲哉君） 異議がありますので、起立により採決をします。

委員長の報告のとおり了承することに賛成の方は起立願います。

〔起立8名〕

- 議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、委員長の報告のとおり了承することに決定しました。

日程第6 同意第4号

- 議長（戸部哲哉君） 日程第6、同意第4号 教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（室戸英夫君） それでは、同意案件第4号で、教育委員会委員の任命同意についてを御説明申し上げたいと思います。

昨年6月の第3回定例会において、議会の御承認をいただきました中山敦委員が、本年8月10日づけで勤務先の岐阜新聞本社論説委員に就任をされました。したがって、職務の重責上、教育委員を10月23日をもって辞任したいとの申し出がありましたのでこれを受理し、その後任に奥田明仁氏を任命することといたしたいので、議会の御同意をお願いするものでございます。

同氏は昭和38年5月11日生まれで、岐阜県本巣郡北方町朝日町2丁目23番地の在でございます。昭和57年3月に岐阜県立岐陽高等学校を卒業後、御両親の経営されております株式会社オクアキに入社、現在は同社の系列会社である日本開発株式会社の専務取締役として御活躍中でございます。

人格高潔、教育文化に関して幅広い視点から御活躍いただけるものと認めましたので、議会の御同意を求めるものであります。

- 議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

- 議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

〔「議長」の声あり〕

- 議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

- 6番（伊藤経雄君） 今、教育委員会の任命と言われまして、やはりこの全国的にいじめ問題がこのように各新聞報道あるいはそのような広がっている世の中で、このこういう方が今の経歴から見ますと、教育に関係ない方で、こういう方も入っていただければそれは別によろしいですけ

れども、いずれにいたしましても、今ここでこのようなことをお聞きしてすぐこういうことに同意できるものか、その点はちょっと私が危惧をしているところがございます。ということで反対をさせていただきます。

○議長（戸部哲哉君） 質問はなしに反対ですか。

○6番（伊藤経雄君） あ、反対です。

○議長（戸部哲哉君） ほかに討論ありますか。

討論を終わります。

これから同意第4号 教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

日程第7 同意第5号

○議長（戸部哲哉君） 日程第7、同意第5号 教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、同じく同意案件でございますが、第5号として教育委員会委員の任命同意についてを御説明を申し上げたいと思います。

現在の教育委員であります西直子さんから、10月23日の任期満了をもって退職したい旨の申し出がありますので、これを受理し、後任として小椋由理さんを任命することといたしたいので、議会の御同意をお願いするものでございます。

小倉さんは昭和45年8月29日生まれで、岐阜県本巣郡北方町小柳2丁目115番地の在でございます。昭和63年3月岐阜県立岐陽高等学校を卒業後、平成元年4月に石木編物専門学校に入学をされて平成4年3月同専門学校を卒業後結婚され、現在北方小学校6年生のお子様との3人の御家族でございます。日ごろから地域や学校のPTAの一員として、積極的に活動をされております。

人格高潔にして、教育文化に関心、識見があり御活躍が期待をされますので、議会の御同意を求めます。

○議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。

伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 先ほど申しましたように、この方も反対をさせていただきます。

〔「議長」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） この方の御住所、先ほどの方もそうですけれども、全体のちょっと例えば、

南小学校下には見えないというようなちょっと懸念があるんですけど、そういったことは選考の中でどういうふうなものがあったのかだけちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 教育委員というのは特別1つの学校に縛られるといたしますか、代表するものではございませんで、北方町全体の教育行政に対してお骨折りをいただく性格のものでございますから、今回いろいろ人選をさせていただく課程で、その地域とか学校下にこだわらないで優秀な人材に御就任をいただくことが適当と考えてお願いをしておるところでございます。

〔「ちょっと聞きたい」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） この2件に対しては民間の人が2人なわけですけども、その中で初めてこういう、議員もそうですけれども教育基本法とか、学校教育法とかいうことの勉強といったら失礼ですけどされるのかどうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） どういう趣旨の御質問かわかりませんが、今、先ほど伊藤議員からの御指摘がございましたように教育界にいじめを中心にしたいろんな問題を抱えておりますね。したがって、そういう問題についても、高い見識で判断をしていただける方がこの際必要ではないかと。従来のように、必ずしも教員の経験者でなくても、むしろもうちょっとフリーな立場で物事の判断がしっかりとできる人材を選ぶことが大切ではないかというふうに考えまして、選任をお願いしておるところでございます。したがって、今のは教育委員としてどういう勉強をされるかということですか、御質問は。

○10番（日比玲子君） 初めてだから、そういういろんな法律的なことがあるので。

○町長（室戸英夫君） それは別に御心配なさらなくても議員さんでも初めてでしょう最初は。専門家が議員になるわけではないでしょう。

○10番（日比玲子君） まあそうですけど。

○町長（室戸英夫君） それで議員の皆さんは勉強なさっているかどうか知りませんが、そういう勉強はおいおいやっていたらいいんじゃないですか。

○10番（日比玲子君） わかりました。

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。討論を行います。

伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 教育委員会は、やはり公正な第3者の立場で教育のあり方を考えるためにする制度ですが、現実にこういう方がそのような結果的に学校や行政のための立場で物を考えていませんかということで、結果的にどうもそういう流されてしまう傾向があるじゃないかなと、そんなふうに思い私はこの件は反対します。

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから同意第5号 教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

[起立8名]

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

日程第8 議案第22号から日程第17 認定第5号まで

○議長（戸部哲哉君） 日程第8、議案第22号から日程第17、認定第5号までを一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、議長の命に従いまして、各議案の提案説明を一括してさせていただきますと思います。

まず、議案第22号 北方町商店街開発信用保証条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

これは御案内のとおり、北方町の加茂地区の字の区域の名称変更が区画整理の関係によって行われましたことに伴って、その対象の地域の呼称を改めようとするものでございますし、あわせて現行の第1条及び第2条の文言がもう少し簡潔なものとするために、あわせて改正をお願いしようとするものでございます。

議案第23号 平成24年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,839万5,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4,555万1,000円とするものでございます。

まず歳入のうち、国庫支出金は72万4,000円、そして県支出金が36万2,000円でございますが、これは耐震改修促進事業補助金として建築物の耐震診断費用217万3,666円に対しましてそれぞれ国と県で3分の1と6分の1としてその計算額を受け入れるものでございます。

財産収入132万9,000円は、北方町北方字円鏡寺1312番地2地先のほか41.08平米の町有地の売却をいたすことによって得る収入でございます。

繰越金3,493万5,000円は、前年度からの繰越金でございます。諸収入の1,104万5,000円につきましては、岐阜農協の北方ライスセンター補助金の返還金でございます。

一方、歳出につきましては、総務費589万1,000円のうち、150万円は北方町北方字円鏡寺1296番地4地先の100.21平米を墓地の駐車場用地として購入をさせていただこうとするものでございます。15万3,000円は税務関係の督促状圧着機のリース料で、残余の423万8,000円は人件費となっております。

次に、民生費1,470万3,000円につきましては、各種負担金・補助金の過年度分の返還金等でございます。

衛生費650万4,000円のうち、111万が高屋勅使の配水管布設工事の町負担金として、上水道会計に繰り出し費用のほかは人件費の補正をさせていただくものでございます。

農林水産業費868万5,000円は、歳入の諸収入で御説明をいたしましたうち、国への返還金793万5,021円、県への返還金は67万6,060円のほか7万3,000円は人件費でございます。

次に、土木費1,180万7,000円は、耐震診断事業補助の144万9,000円、下水道会計操出金の800万円で、残余は人件費となっております。

教育費の80万5,000円は、人件費の補正でございます。以上が、議案第23号でございます。

続きまして、議案第24号 平成24年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めるについてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,628万2,000円とするものであります。

その内容につきましては、一般会計から800万円の繰り入れをいたしまして同額を北方町高屋勅使1丁目地内の管渠工事を行うものでございます。

議案第25号 平成24年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについてでございます。

議案第24号の下水道工事に関連して上水道工事を同様に行うものでございまして、資本的収入及び支出のうち、資本的収入の負担金、既決予定額475万1,000円に111万円を追加をして、資本的支出の建設改良費、既決予定額に2,694万6,000円に600万円を追加し、その合計額をそれぞれ586万1,000円として3,294万6,000円とそれぞれするものでございます。

これによる不足額489万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金460万4,000円と地方消費税資本的収支調整額28万6,000円で補填することといたしております。したがって、予算書第4条括弧書きの過年度分損益勘定留保資金は3,783万7,000円を4,244万1,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額106万8,000円を135万4,000円に改めるものでございます。

続きまして、認定第1号 平成23年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算収支につきましては、歳入総額55億1,908万8,429円に対して、歳出総額が51億7,427万8,803円となりました。歳入歳出の差し引き額は、3億4,480万9,626円でございます。このうち、町道3号線土地改良工事211万8,000円を繰り越し明許費として翌年に繰り越し財源といたしましたので、実質収支は3億4,269万1,626円となりました。

認定第2号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額は23億987万269円に対しまして、歳出総額は20億7,573万3,581円で、歳入歳出差し引き額は2億3,413万6,688円となりました。このうち、地方自治法第233条の2の規定によりまして5,000万円を基金に繰り入れておりますので、1億8,413万6,688円を翌年度繰越金といたしております。

認定第3号 平成23年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額 1 億4,091万2,434円に対しまして歳出総額は 1 億3,673万8,934円でございます。歳入歳出差し引き額が417万3,500円となりました。したがって、同額を翌年度に繰り越すことといたしております。

認定第 4 号 平成23年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額 6 億1,590万3,664円に対しまして、歳出総額は 5 億7,539万8,795円となっております。歳入歳出の差し引き額は4,050万4,869円でございます。同額を翌年度繰り越しとさせていただきます。

認定第 5 号 平成23年度北方町上水道事業会計決算の認定についてでございます。

収益的収入と支出につきましては、収入額 1 億5,627万5,340円となりまして、支出額については 1 億3,315万6,015円でございます。

一方、資本的収入及び支出では、収入額は894万1,800円に対しまして支出額は4,329万9,258円で差し引き額は3,435万7,458円のマイナスとなっておりますが、このマイナスは過年度分損益勘定留保資金3,359万9,258円と同年度分の消費税、地方消費税、資本的支出調整額の75万8,200円で補填をいたすことにいたしております。

なお、平成23年度の純利益は2,235万2,240円でございます。

以上、いずれの会計とも監査委員の審査意見書をつけて認定に付させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

○議長（戸部哲哉君） 休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

○町長（室戸英夫君） 協議事項の第 6 号の説明が抜けておりましたので、改めて御提案を申し上げます。

協議第 6 号 本巢消防事務組合規約の変更についてでございます。

これは平成24年 9 月22日から本巢郡北方町加茂地区の地番が変更されることに伴いまして、本規約を制定しようとするものでございます。以上でございます。

○議長（戸部哲哉君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時31分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

済みません。ちょっと専決処分の報告漏れがありましたので、今ちょっと追加をして報告するという御了承願いたいと思うんですけども、よろしいですかね。いわゆる車の保険の補償の問題の専決がありましたので、それを了承とらないかんですけれども、きょうの議事日程

に入っていないので、日程に追加をさせていただいてこれから報告させていただくということで、よろしいですかね。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） ちょっと準備に時間がかかりますので、暫時休憩ということでお願いいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前11時00分

○議長（戸部哲哉君） それでは再開します。

先ほど町長の方から行政報告がありましたが、報告漏れがございましたので、再度追加で報告を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、報告第4号、5号、6号と専決処分の課題でございますが、専決処分の報告をさせていただきたいと思っております。

まず報告第4号でございますけれども、平成24年4月26日の午後3時ごろに岐阜県瑞穂市生津外宮東町1丁目28番地2の苅谷直美さんの所有をいたしますスズキパレットが、本町の高屋伊勢田1丁目1番地先の路上を走行中に、道路に陥没箇所がございまして、車両の一部が損傷をいたしましたので、町と同人が和解をして、その損害を次のとおり賠償をするという内容でございます。その損害賠償額は1万4,339円でございます。

次に、第5号も同様の内容でございます。同じ場所で大変恐縮でございますが、走行中のホンダステップワゴンが損傷をいたしましたので、これも同人と和解をさせていただいて、4万3,470円の損害賠償額で和解をさせていただいたというものでございます。

第6号も大変恐縮でございますが、同じ場所と同様の損傷事故が起きましたので、これは北方町北方1857番地の池田住博さんの所有しますダイハツムーブカスタムという車が、申し上げましたとおり損傷をいたしましたことに対して損害賠償を行うわけございまして、その賠償額は4万8,894円ということになるわけでございます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会の議決により指定されております事項についてでございますので、専決処分をさせていただいたところでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（戸部哲哉君） これで行政の報告を終わります。

提案理由の説明も終わっております。この案件につきましては、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにいたします。

○議長（戸部哲哉君） お諮りします。議案調査のため、9月25日、26日の2日間を休会とし、本日はこれで散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 御異議なしと認めます。したがって、9月25日、26日の2日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定しました。

第2日は27日午前9時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時04分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成24年 9月24日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員